

## 令和8年度（2026年度）地域の絆強化事業 企画提案募集要項

### 1 事業名

令和8年度（2026年度）地域の絆強化事業

- (1) 選抜NPO法人強化育成事業
- (2) NPOコンサルティング人材育成事業

### 2 目的

急速に進む少子高齢化や個人の価値観・ニーズの多様化等の社会情勢の変化に伴い、地域のつながりが希薄化しており、医療・福祉、教育・子育て、まちづくり等の多様な地域課題に対して、行政や地域住民等の既存の担い手だけでは対応が難しくなっている。

このような中、既存の担い手と協働しながら、社会貢献活動の中核として活躍できるNPO法人（特定非営利活動法人）等に期待が寄せられているが、そのNPO法人等も資金・運営面の不安や活動を支援できる人材の不足等といった様々な問題を抱えている。

本事業は、2つの事業によって構成されており、以下に示した内容を各事業で実施することにより、地域社会の維持発展や地域課題の解決を促進することを目的としている。

- (1) 選抜NPO法人強化育成事業

明確なビジョンを持ち意欲的に活動するNPO法人に対して、本県（受託者）がきめ細かい伴走型の支援を行うことにより、その組織基盤を安定させ、最終的には「認定」取得につなげていく等のレベルアップを図る。

- (2) NPOコンサルティング人材育成事業

地域課題に取り組むNPO法人等の活動等に対して、助言や支援等のできる人材を育成し、さらに多くのNPO法人等が活躍できる環境を整える。

### 3 事業の実施方法

NPO法人が地域の絆づくりの担い手の核となれるよう育成支援すること及びNPO法人等の活動等に対して助言や支援等のできる人材を育成することを目的とした事業であることから、効果的かつ円滑な事業実施のため、セミナー等の企画力、コンサルティング能力、運営力及び実績等を備えた事業者にも業務を委託して実施する。

なお、事業実施にあたっては、効率的な実施や専門性の補完のため、受託者が他団体と連携することを認めるものとする。

#### 4 委託する業務の内容

令和8年度(2026年度)地域の絆強化事業 業務委託仕様書のとおり

#### 5 事業実施期間

契約の日から令和9年(2027年)3月12日(金)まで

#### 6 契約限度額

1,300,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

※ この金額は、提案にあたっての上限を示すものであり、契約金額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、提示した金額と予定価格及び契約金額は必ずしも一致しない。

#### 7 対象経費

委託事業の実施に必要な諸経費(人件費、謝金、旅費、使用料、会場借料、募集広告費、消耗品費、事務費等)とする。

※ 備品(原則として取得単価が10万円を超えるもの)の取得は対象外とする。

※ 原則として、領収書等により要した費用を確認できるものを対象とする。

※ 従来の経費を単に本事業に振り替えることや、事業内容との関連性が認められない経費、公的な資金の用途として不適切と認められる経費の計上は不可とする。

#### 8 委託先の選定

##### (1) 選定方法

プロポーザル方式とする。

委託先の選定にあたっては、企画提案書の内容審査を行い、適当と認められる参加者を予算の範囲内で採択する。

##### (2) 審査項目及び方法

審査委員会により以下の審査項目に基づく審査を行い、3名の審査員の合計点が最も高い団体を受託者候補とする。

参加者が1団体の場合は、全ての審査員が以下①～⑦の審査項目において配点の6割以上の評価をした場合に当該団体を受託者候補とする。

なお、プレゼンテーションを実施のうえ選定することとするが、この日程については別途通知する(6月中旬頃に実施予定)。

審査項目		配点
①	本事業の趣旨・テーマを十分に理解しているか。	10点
②	事業スケジュールは適切か。	10点
③	選抜NPO法人強化育成事業について、選抜したNPO法人へのきめ細かい伴走型支援及び組織基盤の安定化によるレベルアップを期待できる内容であるか。	20点
④	NPOコンサルティング人材育成事業について、NPO法人等の活動等に対して助言や支援等のできるサポート人材の育成を期待できる内容であるか。	20点
⑤	NPO法人等の活動や運営に対する支援を行う能力を備え、これまでに支援の実績が十分にあるか。	13点
⑥	広報のやり方は効果的か。	10点
⑦	事業経費の積算は事業内容と関連性が明確であり、積算根拠も妥当な内容となっているか。	10点
⑧	熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	1点
⑨	障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。	1点
⑩	協力雇用主登録制度に登録しているか。	1点
⑪	事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、又は森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	1点
⑫	熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。	1点
⑬	熊本県SDGs登録制度に登録しているか。	1点
⑭	パートナーシップ構築宣言に登録しているか。	1点
合 計		100点

### (3) 審査結果の通知

全ての参加者に対し、審査結果を書面にて通知する。なお採用された参加者については、県のホームページで公表する。

## 9 参加資格

(1) 以下の要件を満たしている法人とする。

- ① 熊本県内に主たる事務所を有し、主に熊本県内で活動していること。
- ② 委託事業を遂行するに足る能力を有していること。
- ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

- ⑤ 代表者及び役員について、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられている者が含まれていないこと。
  - ⑥ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
  - ⑦ 本県から指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 参加者は、本事業の効率的な遂行や専門性の補完のため、特定の業務を分担する者（以下「協力団体」という。）と連携することができる。この場合、以下の事項について留意すること。
- ① 協力団体は、9（1）①～⑦の要件を全て満たすことを必要とする。
  - ② 本県と契約を締結する当事者は参加者のみとし、協力団体は本県に対して直接の権利義務を負わないものとする。
  - ③ 参加者は、協力団体が行う業務を含め、企画提案内容における全ての責任を負うものとする。
  - ④ 業務の主要な部分を一括して協力団体に再委託することはできないものとする。

## 10 応募方法等

### (1) 募集期間

令和8年（2026年）4月20日（月）から

令和8年（2026年）5月29日（金）午後5時まで

### (2) 応募時提出書類

提出部数：正本1部とそのコピー3部（計4部）

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2-1及び様式2-2）
- ③ 実施スケジュール（様式3）
- ④ 経費等内訳書（様式4）
- ⑤ 団体概要書（様式5）
- ⑥ 参加資格確認書（様式6）
- ⑦ 協力団体等実施体制届出書（様式7）
- ⑧ 協力承諾書（様式8）

※ 協力団体との連携を行わない場合、様式7及び様式8の提出は不要。

### ⑨ 添付書類

ア 定款又は寄附行為の写し

イ 法人登記簿謄本

ウ 直近1事業年度の事業報告書及び決算書又はこれに類するもの

### ⑩ 事業者の取組に関する申出書（別紙）

※ 審査項目⑧～⑭に該当がない場合、別紙の提出は不要。

### (3) 応募方法

令和8年(2026年)5月29日(金)午後5時までに10(2)の書類を持参又は郵送(必着)により以下の提出先へ提出すること。

(提出先)

熊本県 環境生活部 県民生活局 男女参画・協働推進課(熊本県庁新館6階)

住所: 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話: 096-333-2286

※ 郵送の場合は、封筒に「地域の絆強化事業応募書在中」と朱書きすること。

## 11 契約等について

### (1) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定により、単独見積とする。

また、委託契約の締結に際して受託者は、同規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

ただし、受託者が同規則第78条各号に該当する場合、この限りでない。

### (2) 契約についての留意事項

県と受託者との委託契約については、事前に業務委託仕様書で双方の意思確認を行う。

また、採用された内容・規模等については、双方で協議のうえ変更する場合がある。

## 12 受託者決定後の手続

### (1) 見積書の提出

### (2) 契約保証金の納付

### (3) 委託契約の締結

### (4) 業務完了報告書(様式9)及び業務実績報告書(様式10)の提出

### (5) 委託料の支払

## 13 その他留意事項

(1) 県は、必要と認めるときは、受託者に対して書面等にて事業の申告状況等に関する報告を求めることがあるため、協力すること。

(2) 県は、必要と認めるときは、業務の処理状況について随時実地に調査することがあるため、協力すること。

- (3) 他の事業と明確に区分した経理処理等を行い、収支の内容を証する書類を整備して会計帳簿とともに事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (4) 事業の実施状況や実績報告等については、その概要等を県のホームページ等で紹介することがある。